慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	同種個別的利益救済のためのブラジル集団訴訟制度改正の必要性
Sub Title	Necessity of reforming Brazilian "class action" system for protection of homogeneous individual
	interests
Author	ワタナベ, カズオ(Watanabe, Kazuo)
	前田, 美千代(Maeda, Michiyo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究:法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.92, No.8 (2019. 8) ,p.17- 27
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況 (二・完)
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190828-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

はじめに

必要な改正点

同種個別的利益保護のためのブラジル集団訴訟に関する特別な諸問題

ブラジルの判例実務における三種類の集団訴訟の実践

同種個別的利益救済のための

カズオブラジル集団訴訟制度改正の必要性

ズオ・ワタナベ

前田美千代/訳

はじめに

けられた集団訴訟、 ブラジル集団訴訟制度は、次の三種類の集団訴訟を認めています。すなわち、(4)第一に、 (b)第二に、 狭義の集合的利益保護に向けられた集団訴訟、 (c) 第三に、 同種個別的利益保護に 拡散的利益保護に向

向けられた集団訴訟です。

に保護されていることから、利益は権利と同等になっています。 私はただ「利益」という表現を使用しましたが、法律の文言では「権利及び利益」とされており、 両者は法的

のです。法律が要求する特徴として、 権利者は確定されるか少なくとも確定可能です。これらに対して、「同種個別的利益」とは、個人に帰属してお 主観的側面に存在します。「拡散的」利益では、権利者の不確定性が認められるのに対して、「集合的」利益では、 分の性質を有する超個人的利益であり、基礎となる法律関係により相互に又は相手方当事者と結びついている 人々が権利者となるもの」です。集合的利益とは、ブラジル法において採用された狭義の意味において、「不可 々 ブラジル法において、拡散的利益とは、「不可分の超個人的利益であり、 この概念は、 の集団、 客観的側面では可分であり、また、主観的側面ではその権利者らが確定されるか又は確定可能なも カテゴリー又はクラスが権利者となるもの」です。「拡散的」(利益)と「集合的」(利益) 後で述べるように、改正が必要です 個人的利益が、「共通の原因」により「同種性」 (消費者保護法典八一条補項一号、二号及び三号)。 事実状況によって結ばれた不確定 を有しなければなりませ の違いは、

二 ブラジルの判例実務における三種類の集団訴訟の実践

護のためのものについては、 三〇年に及ぶ集団訴訟実務の中で、最初の二種類の訴訟、 同種個別的利益保護に向けられた三番目の訴訟と比べると、その困難さは克服され すなわち、 拡散的利益及び「狭義の」集合的利益保

かなり克服されています。 当初、 困難と考えられたことは、 様々な種類の利益間の概念的相違に関連していましたが、これは今日すでに

つつあります。

を有する基金に関連する紛争など、公共団体が関係するいくつかの紛争をそれらの訴訟の範囲から除外する法(2) さやその高額な費用であったり、 由としては、 司法機関の を制定して、 概念上 しかし、全ての集団訴訟が直面する大きな問題は、その手続において非常に時間がかかることです。 一の区 「管轄区域」に既判力を制限することにより、 訴訟の争点 集団訴訟の範囲を制限しようとした連邦政府の振舞いによるところが大きかったといえます。 別 に関する困難 〔請求原因〕に関する複雑さであったり、 の原因としては、 集団訴訟に対して多くの裁判官が有する嫌悪や不安であったり、 例えば、 租税、 判決の効果を制限しようとする法律も制定されました。 年金、 技術的性質を有する証拠の収集の極端 及び、 その受益者が特定可能 また、 な制度的性 遅延 それら な困 の理

同種個別的利益保護のためのブラジル集団訴訟に関する特別な諸問 題

の訴訟の終了をできるだけ遅らせようとする被告らの訴訟戦略が挙げられます。

小額 もな 集団的にはかなりの大きな額になります。それに加えて、小額の侵害を通じたものであるとしても集団全体に対 能となり、 的重みを与えることです。また、 ために内外の強力なリーガル・アドバイザーの助力を得る公的又は私的な巨大企業に対峙する際に、 的 同 ベルという方向性をそれぞれ持ちます。 .種個別的 0) 権 状態となるものに関して効果を発揮します。これらの侵害は、 利侵害の存在により、 個人的権利保護に対して以上に大きな効率性を付与することです。また、集団的レベルにおいては 利益保護のための集団訴訟は二つの目的を有しており、その一つは個人的レベル、 個々の被害者の個人的イニシアティヴのみに任せた場合、 同種個別的利益の一体的取扱いにより、より良く構造化された技術的 個人的レベルにおける目的の一つは、 個人的レベルにおい 主として、自らの 通常は何らの法的保護 ては微々たる額ですが もう一つ 利益 請 求に政策 がは集 護が

とともに、ブラジル法における小額多数被害の保護のための集団訴訟の創設には理由があるといえます。(5) 害です。ゆえに、本来であれば受けるべき損害賠償を受け取らない被害者らがいた場合に備えた「流動的賠償 する侵害を引き起こしておきながら、その加害者が何ら責任追及を受けない状態となることは、社会的に見て有

約二○年もの歳月を要しているものがあるのです− る場合です。例えば、定期預金利息の訂正額の計算と支払いのために銀行に対して提起された集団訴訟のように、(6) る必要があるとともに、債権者が直面する困難は無数にあります。 給付であるため、二段階目において、 ざかっていました。概括給付判決は、 リティがまだ優勢であり、紛争の和解的解決にあまり順応していない国民性を持つブラジルの実状からは全く遠 のに十分であろうということでした。しかしながら、態度改善に向けた努力があるとはいえ、論争好きなメンタ この概念の基礎となっていた前提(仮説)は、概括給付判決が、大部分の被告に対して、判決の任意履行を促す これらの訴訟は、第一段階である、概括給付判決の言渡しのための審理ではそれほど多くの問題はありません。 誰が債権者か、また各債権者の金銭債権はいくらかといったことを確定す 加害者の任意的履行を促すのには十分ではありませんでした。単なる概括 よくあるのは、 債務者が給付の履行を遅らせ

四 必要な改正点

用性 用性 まず、一同 以上の問題により、 〔実益〕 により共 種個別的 は、 個別的争点よりも共通争点の優位性が高い場合に認められます。そのような優位性が存在しな 同 [利益] 同 的 種 取 個別的利益保護のための集団訴訟の規律を部分的に改正すべきであると考えます。 の概念に、 扱いが推奨される場合を追 現行法の共通原因に由来する同種性への言及に加えて、集団的保護の 加すべき必要性を挙げることができます。そしてその

14 場合、 集団訴訟よりも個別訴訟の方がより適切でしょう。

- 以上のような概念的側面に加えて、次のような解決策が模索されるべきです。
- (a) 二段階目の手続において、債権者の個別請求及び各債権額の確定を容易にすること。 (8)

(i)

この

目的のために考えられる改正の一つは、

裁判官が、

可能な範囲内で、一段階目の手続にお

の判決は

集団

- (ii)集団 のメンバーに帰属する額が統一的であるか又はある数式に還元され得る場合、 の各メンバーに帰属する額の確定を伴う、清算判決を言い渡すとすることです。 一段階目
- その額又はその計算のために用いられる数式を示さなければならないことにします。
- (iii) 期間· 毎に課される罰金やその他の帰納的、 債権者の個別請求及び各債権者に帰属する額の確定が被告の支配下にある情報に依存する場合、 .内にその情報を提供すべき義務を裁判官が被告に課すことができることとし、従わない場合は日 強制的及び代位的措置を講ずるものとします。 一定
- (c) (b) 原告適格を有する公的団体の活動の現行の優位性ゆえに、 集団訴訟に関連する共存的個別訴訟の中止とともに、 集団訴訟の手続及び判決における優先性を確立す 民間諸団体の活動への奨励を強化すること。
- (d) 集団紛争解決を裁判外で行うことを模索することにより、合意に基づく紛争解決手段を強調すること。

政治体制は、 ブラジルの集団訴訟制度の改良に関する法案の承認に向けたいくつかの試みがすでに存在しましたが、(22) 当該問題の議論に対して完全に反対を示しました。 ゆえに、 解決策としては、好意的な政治家を暫 現在 0)

し待つことです。次の立法府に期待したいと思います。

る」とし、「本法典の諸効果のため、事実状況によって結ばれた不確定の人々が有する超個人的で不可分の性質を有 同種個別的利益又は権利」(三号)と定める(訳者注)。 するものと理解される集合的(coletivos)利益又は権利」(二号)及び「共通の原因から生じたとものと理解される 相互に又は相手方当事者と結びついている人々の集団、カテゴリー又はクラスが有する超個人的で不可分の性質を有 するものと理解される拡散的 (difusos) 利益又は権利」(一号)、「本法典の諸効果のため、 共通の法律関係によって

消費者保護法典八一条補項では、本文で「集団的保護

(defesa coletiva) は、

次のものを取り扱う場合に行わ

- 2 例えば、 労働者の勤続年限保証基金(FGTS – Fundo de Garantia por Tempo de Serviço) がこれに該当する
- 3 2.180-35 号により、 JUNIOR, Nelson, DENARI, Zelmo, Código Brasileiro de Defesa do Consumidor comentado pelos autores do これに対して、 Hugo Nigro, A defesa dos interesses difusos em juizo, 28ª ed., São Paulo: Saraiva, 2015, p. 497; LEONEL, Ricardo de *anteprojeto*, Vol. II, Processo Coletivo, 10ª ed., Rio de Janeiro: Forense Universitária, 2011, pp. 189 e ss; MAZZIII Antônio Herman de, FINK, Daniel Roberto, BRITO FILOMENO, José Geraldo, WATANABE, Kazuo, NERY GRINOVER, Ada, "Da coisa julgada", In: PELLEGRINI GRINOVER, Ada, VASCONCELLOS E BENJAMIN Rodolfo de Camargo, *Manual do consumidor em juizo*, 5ª ed., São Paulo: Saraiva, 2013, p. 217; PELLEGRINI 益及び集合的利益に適用され、二〇〇一年の暫定措置令は同種個別的利益に適用されるべく改正されたものである。 判決を言い渡す機関の領域的管轄内に住所を有する者のみを包含する」と定められた。一九九七年の法律は拡散的利 保護のため、 域的管轄の限度で」という部分が追加されたものである。さらに、二〇〇一年暫定措置令(Medida Provisória) 一九九七年九月一○日の法律第 9.494 号二条により、一九八五年公共民事訴訟法一六条が改正され、「民事 判決を言い渡す機関の領域的管轄の限度で対世効を有する」と定められた。旧一六条に「判決を下した機関の 請求が証拠不十分により棄却されて、あらゆる原告適格者が新証拠により同一根拠で別訴を提起し得る場合を除 組合団体により提起された集団的性質を有する訴訟において下された民事判決は、訴訟提起日において、 学説からは、裁判管轄の概念と判決効の概念を混同すべきでないと批判されている(MANCUSO 一九九七年九月一○日の法律第 9.494 号に二─A条が追加され、「その組合員の利益及び権利

なる (訳者注)。

費者保護法典の集団訴訟制度により採用された体系を何ら変更するものではなく、公共民事訴訟法についても同様と de 7.4.2003, p. 290; AgRg REsp n° 573.868/RS, j. de 15.10.09, DJ de 26.10.09; REsp n° 399.357/SP, j. de 14.1209, DJ de 7.4.2003, p. 290; AgRg REsp n° 573.868/RS, j. de 15.10.09, DJ de 26.10.09; REsp n° 399.357/SP, j. de 14.1209, DJSP, 3° Turma, rel. Min. Nancy Andrighi, j. 17.3.2009, DJ de 20.4.09)、逆に判決を言い渡した機関の領域的管轄内に判 5.8.2002, p. 194; CC nº 28.003/RJ - 1999/108113-0, rel. Nilson Naves, j. de 24.11.99, LEXSTJ 154/46; REsp nº 399.357, NERY Rosa Maria, Código de Processo Civil anotado, 8ª ed., São Paulo: Revista dos Tribunais, 2004)° 個人的な権利及び利益の保護に適用される」)から明らかなように、 れる。二一条 消費者保護法典一一七条(「一九八五年七月二四日の法律第 7.347 号(公共民事訴訟法のこと)に次の条文が追 決効を限定したものもあり(REsp nº 293.407/SP, 4ª Turma, rel. p/ o acórdão min. Ruy Rosado, j. de 22.12.2002, Competência nº 1999/69326-4, rel. Waldemar Zveiter, relator para o acórdão Asfor Rocha j. de 10.10.2001, *DJ* のもあれば 学説同様、裁判管轄と判決効を分離し、判決効は判決を言い渡した機関の領域的管轄を超えて対世的に及ぶとしたも Barros, Manual do processo coletivo, 3ª 評価が定まっていない。学説によれば、 (REsp n° 218.492/ES, RT 799/192, rel. Peçanha Martins, j. de 18.2.2002; CC n° 26.842/DF, Conflito de 消費者保護法典を創設する法律の第三編の規定は、その適用が可能である限り、 ed., São Paulo: Revista dos Tribunais, 2013, p. 284; NERY JUNIOR, Nelson 消費者保護法典と公共民事訴訟法間の規定の共通適用を目指した 一九九七年九月一〇日の法律第 9.494 号は 拡散的、 裁判例では、 集合的及び

- 4 償が請求されなければ、 提起後であっても、 個人的レベルにおける損害は少額であるため個別訴訟を提起するなど個別に行動しない場合や、 個々の損害賠償を得るために弁護士を雇うのでは費用倒れになるなどの 違法行為によって得た利益が事業者の手元に残ることになる(訳者注 理由で、 最終的 たとえ集 団
- 6 $\widehat{\mathbf{5}}$ のは良くないということである。その意味で、ここでいう賠償は懲罰的意味を有する 最も重要なことは、 ブラジルはハイパーインフレを経験したため、 賠償額の多寡にかかわらず、違法行為を行った事業者が何らその責任を負わない 時期毎に適正な通貨価値を再計算する必要がある (訳者注 ままとなる
- $\widehat{7}$ 共通原因と集団的保護の有用性 〔実益〕 の両者を重畳的要件とする (訳者注

8

ブラジル法でも、

アメリカ合衆国の法制に倣って、

裁判官に集団訴訟判決における損害賠償を決定する権限や、

団

|のメンバ

|一に対し支払いを命じる権限を与えるべきであるとする主張がある(アントニオ・ジディ/三木浩

と異なって、 されている(三木浩一 本的にクラスが承認された後の和解によって処理されるため、 n 四卷一二号 藤敏隆、 おいて、クラス・アクションの承認に関する手続では共通争点の審理が中心となり、 判決が下されることになる。 浦 一段階手続であるため、 西洋行訳 (二○○六年) 一六五九頁参照)。この点、 「ブラジルにおけるクラス・アクション~大陸法諸国のためのモデル~〔5〕」 [講演 なお、 消費者集合訴訟制度の理論と課題」NBL一〇一六号(二〇一四年) 一段階か二段階かという点に関しては、 当事者が損害賠償を求める場合は、計算証拠を示して損害額の主張立 アメリカ合衆国のクラス・アクションは、 実務上は事実上の二段階型がとられていることが指 アメリカ合衆国のクラス・アクショ 個別争点に該当する部 ブラジル 四五頁 国際商事 労は 法務

報を提供する必要がある。 に用いると予想される情報を有する個人の名前と連絡先、 からの開示請求を待たずに、 行うことは、「イニシャル・ディスクロージャー(initial disclosure)」であり、 Edition』(レクシスネクシス・ジャパン、二〇〇五年) 邦裁判所におけるディスカバリーの手続は、一般に「二六条会議」と呼ばれる当事者の会議によって始まる カ連邦民事訴訟規則二六条については、渡辺惺之、吉川英一郎、 が設定される(太田 裁判所は、 アメリカ合衆国では、 自己の主張を支えるために用いると予想される書類及び電子データ等の写し又はそれを特定する情報 制裁を招くおそれがある。 害賠償を求めている場合は損害額の計算証拠、 このイニシャル・ディスクロ 洋 不完全な開示は、 クラス・アクションも含め、 藤田美樹、 当事者が開示しなければならない。 イニシャル・ディスクロージャ 松原大祐編著 当事者が開示しなかった証拠及び証人を使用することが制限されるなど ージャーについて厳しい態度で臨んでおり、 『消費者集団訴訟特例法の概要と企業の実務対応』(商事法 ④当該事件の判決を補塡するために利用可能な保険などであ 八四頁以下参照)。 民事訴訟においてディスカバリー手続が保障され および、その個人が有する情報の 開示資料には、 北坂尚洋編訳『アメリカ連邦民事訴訟規則 2004-05 には、 原則、 ディスカバリーにおいて当事者が最初に 特定の基本的資料について、 二六条会議後、 ①当事者が自己の主張を支えるため 当事者は、 主題、 ②当事者が支配下 四 詳細で完全な情 H 以内に開示期 相手方 る。

二〇一五年)二一四頁~二一六頁)

(訳者注)。

10 Tribunais, 2006)。六条では、本文で「集団訴訟は、その原告の固有かつ特殊な権利又は利益について提起される個 は、 ことができる。 る」と定める。 利益又は権利の保護が訴求される個別訴訟の中止を決定することができる」と定め、 0) あ 与えない」と定める。 ける集団訴訟の現実の認識から起算して、三〇日以内にその中止が要請された場合を除き、 别 团 カ 益を受ける」と定める。 務であり、これをしなかった場合、 環境被害 「訴訟にとって重複起訴(litispendência)とならないが、 文言 効果により、 らゆる場合において、 訴訟と個別訴訟の関係に関する明文規定を置いているが ズオ・ワタナベ及びアントニオ・ジディ)によって策定されたブラジル集団訴訟法典草案(二〇〇五年) 訴訟 イベ 各利用者と個別契約を締結する委託業者には料金改定権限がない。このような「法律の効果により」 Direito Processual Coletivo e o Anteprojeto de Código Brasileiro de Processos, São Paulo: Revista になっている (PELLEGRINI GRINOVER, Ada: MENDES, Aluisio Gonçalves de Castro; WATANABE, П の中 訴訟の現 (公害)による個別の損害賠償ではなく公害を引き起こす行為の中止を求める個別訴訟を例に挙げることが アメリ 上上は、 それに関する諸問題が統一 電話料金改定に関する権限は、 同 六条三項にい 同条補項で「 実の認識から起算して、三〇日以内にその中止が要請されない限り、 カ集団訴訟モデル法典 「法律 集団 条本文では そして、 対審の開廷後に、 当該モデル法典の公表の翌年、 :の効果により」については、 訴訟判決の既判力発生まで継続し、 ż 同 同条三項で「裁判所は、 集団訴訟は個別訴訟にとって重複起訴とならない 根拠に基づく集団訴訟の存在に関して個別訴訟の裁判 固 「有の性質」とは、 個別の原告は、 (二〇〇四年) 的かつ包括的に決定されるべき、一致性のある実質的法律関係に関連する 同一法益に関する集団訴訟が行われていた場合、 特別法により、 個別の請求が棄却された場合であっても、 ブラジルで実際に問 例えば、 では、 職権で、 同じ起草者グループ 集団的判決効 (六条)、イベロアメリカ集団訴訟モデル法典よりも その時以前に原告が個別訴訟を再開することは禁止され 株主総会決議の無効を求める一 ブラジルの国 集団訴訟と個別 担当判事のイニシアティヴ又は当事者の請求 題となった電 (法典草案一三条) [家機関である通信省 (アダ・ペレグリーニ=グリノー 訴訟の関係に関する明文規定を置 が、 続く四項で 話料金値上 所に通知することが 個別訴訟 集団訴訟の判決効 その固有の性質又は法 個別訴訟の原告に利益を は、 株主による個別 集団訴訟の判 の原告に利益を与え 「前項の場合にお (Anatel) 個別訴訟記録にお の事例 でも、 がこれ 決効の ?被告の ヴェ により

委託業者

有し、

0)

一方的

な値上げとはいえない場合に、料金改定について委託業者に対し提起された各利用者の無数の個別訴訟につ

Processo Coletivo, 10° ed., Rio de Janeiro: Forense Universitária, 2011, pp. 20-23)(訳者注)。 de, FINK, Daniel Roberto, BRITO FILOMENO, José Geraldo, WATANABE, Kazuo, NERY JUNIOR, Nelson, de defesa do consumidor", In: PELLEGRINI GRINOVER, Ada, VASCONCELLOS E BENJAMIN, Antônio Herman この問題に関しては、 判断による訴訟中止の決定で禁止と同等の効果が得られるであろう(WATANABE, Kazuo, "Do processo individual を有する包括的法律関係に関連する個別訴訟の禁止であろうが、集団訴訟法典草案六条三項にいうように、裁判官の 護法典一○四条の規定は適用されないと考えるべきであろう。端的に言ってしまえば、最も適切な解決法は、一致性 項・四項を参考とすれば、一致性を有する包括的法律関係(relação jurídica global incindível)の場合に、消費者保 託業者と消費者の間の係争を裁定する権限を有する」ことになっている。以上より、集団訴訟法典草案六条と同 DENARI, Zelmo, Côdigo Brasileiro de Defesa do Consumidor comentado pelos autores do anteprojeto, Vol. II. (Anatel)が、必要的共同被告でも補助参加人でも訴訟参加人でもない場合に、州裁判所は、公共電話サービスの委 て、個別事情に照らして異なる判断を下すことは不当であり、「統一的かつ包括的に決定されるべき」ことになる。 最高裁判所の拘束的(重要)判決要旨(Súmula Vinculante)二七号が出ており、「通信

- 〔1〕 二○一五年新民事訴訟法典(二○一五年三月一六日の法律第 13.105 号)では、明文で、「和解及び調停並びにそ 利害の対立に際しては、合意による解決を目指していくことになる(訳者注)。 「であっても」と強調されるとおり、当然、司法手続外でも合意に基づく紛争解決手法が奨励されるべきことになり、 弁護士、公共弁護官及び検察庁のメンバーにより奨励されるべきである」(三条三項)と定めている。司法手続中 の他の合意に基づく紛争解決手法は、司法手続進行中であっても(inclusive no curso do processo judicial)、裁判官、
- 三木浩一、工 (訳者注)。 二〇一二年消費者保護法典現代化法案の一つである集団訴訟法案(PLS282/2012)について、 |藤敏隆「質疑応答―民事訴訟法関係の問題に関して―」法学研究八六巻九号(二〇一三年)三三頁以下 カズオ・ワタナベ、

本研究は二〇一六年度慶應義塾大学学事振興資金 (共同研究) 「ブラジルにおける消費者被害救済のため

のです。 載的な金銭支払制度の研究」、JSPS科研費 JP16H03574, JP25870721, JP21730092, JP18K01224 の助成を受けたも